

☑ 2次元コードか往復はがき(4面記入例参照)で4月14日(必着)までに「〒170-0003 駒込2-2-2 駒込地域文化創造館内としま案内人 駒込・巣鴨ツアー係」へ
※抽選。
☑ 当団体 ハギワラ
☎080-5423-7069



みらい館大明

①ガーデニング教室、②ガーデン倶楽部…4月27日～9月28日 毎月第4日曜日 ①午前10時～正午、②午後1時30分～3時30分◇小学生以上◇①10名、②20名◇①12,000円、②

1,000円、③モルック体験と交流試合…4月27日、5月25日、6月29日曜日※都度参加可。
いずれも詳細は2次元コード参照。
☑ 3月23日から窓口か電話かEメールで「当館☎03-3986-7186、EMir aikantaimai@yahoo.co.jp」へ※先着順。



里親制度説明会

4月29日(祝) ①午前10～11時、②午後2～3時 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)◇子どもの現状や里親

登録の認定要件、登録などを説明、質疑応答◇区内在住の方◇各回3組
☑ 電子申請か電話で4月24日までに豊島区児童相談所フォスターリング機関☎03-6758-7918へ※先着順。



第28回豊島区春季陸上競技大会
兼第40回豊島区中学校陸上競技選手権大会

5月3・4日 祝日 午前9時15分から 江東区夢の島競技場◇競技種目・日程など詳細は2次元コード参照
☑ 2次元コードで申込み



※先着順。
☑ 豊島区陸上競技協会 木津☎03-3983-4075

離乳食講習会(池袋保健所)

5月8日(木) 午後1時30分～2時45分◇中期、後期以降に分かれて、口の機能の発達に合わせた離乳食の進め方、調理のポイント、むし歯予防を学ぶ◇おおむね生後7か月～1歳児の保護者◇中期、後期以降各12組☑ 3月24日から電子申請で申込み※先着順。
☑ 栄養グループ☎03-3987-4361



子どもに関する手当および医療費助成のご案内

手当・助成を受けるためには申請が必要です。申請方法、必要書類などの詳細は事前に問い合わせてください。
☑ 児童給付グループ☎03-3981-1417



1. 子どもに関する手当

支給対象月は原則、申請した月の翌月分からです。各手当の支給月額や所得制限額は右表参照。一定以上の所得がある方には支給されません。
※法改正により、対象児童や所得制限などが変更となる場合があります。詳細は2次元コード参照(随時更新)。

●児童手当

令和6年10月分以降の手当から、高校生相当年齢(18歳に達した日以降の最初の3月31日生まれの方)まで対象を拡大、所得制限の撤廃、多子加算対象年齢の拡大など制度が改正されました。制度改正を理由とした申請期限は、令和7年3月31日です。期限内に申請すれば、さかのぼって受給できます。
転入した方、子どもが生まれた方は新たに申請してください。
※公務員の方は勤務先で申請してください。
※これまで受給していた方が海外転出した場合は、配偶者が新たに申請してください。
◇対象…高校生相当年齢の児童を養育している区内に住所がある父母などで、家庭での生計中心者の方。
◇対象にならない場合…①児童が児童福祉施設などに入所している、②国内に住所がないなど。
◇手当月額…右表1のとおり。

●児童扶養手当

◇対象…次のいずれかの状態にある高校生相当年齢までの児童(中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している父母または養育者。
①父母が離婚、②父または母が死亡、③父または母に重度の障害がある、④父または母の生死が不明、⑤父または母に1年以上遺棄されている、⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている、⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている、⑧婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない。
◇対象にならない場合…①事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、②児童が児童福祉施設などに入所している、③国内に住所がないなど。

●児童育成手当(育成手当)

◇対象…児童扶養手当に準ずる。
◇対象にならない場合…①事実上婚姻関係と同様の状態にある(父母の障害を理由とする場合を除く)、②児童が児童福祉施設などに入所しているなど。

●児童育成手当(障害手当)

◇対象…次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～2級程度、②愛の手帳1～3度程度、③脳性まひまた

表1 児童手当月額および支給方法

支給月額		支給方法(年6回)
0歳から3歳未満	(第1子・第2子)15,000円 (第3子以降)30,000円	偶数月 ※各支払月の12日(金融機関が休業日の場合は直前の営業日)に、指定の口座に振り込まれます。
3歳以上高校生相当年齢まで	(第1子・第2子)10,000円 (第3子以降)30,000円	

※「第3子以降」の判定は、大学生年代(22歳に達する最初の3月31日まで)の養育する兄・姉を含めて数えます。

その他の手当別月額

区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当	児童育成手当(育成)	児童育成手当(障害)
手当月額	令和7年3月分まで		13,500円	15,500円
	●児童1人目の場合 全部支給 45,500円 一部支給 10,740円～45,490円	1級 55,350円		
	●児童2人目から1人につき 全部支給 10,750円加算 一部支給 5,380円～10,740円加算	2級 36,860円		
	令和7年4月分から			
	●児童1人目の場合 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円～46,680円	1級 56,800円		
	●児童2人目から1人につき 全部支給 11,030円加算 一部支給 5,520円～11,020円加算	2級 37,830円		
所得制限額	あり(各手当ごとに所得制限額、控除額が異なるため問い合わせてください)			
支給月	1・3・5・7・9・11月	4・8・11月	2・6・10月	
支給方法	口座振込(受給者名義)※一部取扱いできない金融機関があります。			

は進行性筋萎縮症。
◇対象にならない場合…児童が児童福祉施設などに入所しているなど。
●特別児童扶養手当
◇対象…次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害4級の一部も該当)、②愛の手帳1～3度程度。
◇対象にならない場合…①児童が児童福祉施設などに入所している、②国内に住所がない、③児童がその障害を理由とする公的年金を受給しているなど。

2. 医療費助成制度

●子ども医療費助成(乳子医療証)

子どもの入院と通院にかかる保険適用内の医療費を助成します(入院時の食事療養標準負担額も助成。㊦㊧は令和5年4月1日診療分から対象)。
◇新たに申請が必要な方…高校生相当年齢までの児童で医療証を持っていない方。
医療費助成開始日は原則、医療証交付の申請日(郵送の場合は到着日)からです。転入日または出生日の翌日から2か月以内に申請した場合は、転入日または出生日までさかのぼって助成します。
◇対象…区内在住の高校生相当年齢までの児童。かつ、児童が国民健康保険または社会保険などの

健康保険に加入している。
◇対象にならない場合…①生活保護を受けている、②児童福祉施設に措置により入所している児童、③小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童、④里親に委託されている児童。
●ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)
ひとり親家庭の方および子ども(乳子医療証受給者を除く)の入院と通院にかかる保険適用内の医療費の自己負担額の一部または全部を助成します(入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は除く)。住民税を課税されている方がいる場合は自己負担1割、全員が非課税の場合は自己負担なしです。
◇対象…児童育成手当(育成手当)に準じ、健康保険に加入している方※所得制限額は児童扶養手当に準ずる。
◇対象にならない場合…児童扶養手当および子ども医療費助成に準ずる。

小学校に入学する方、高校生相当年齢になる方へ新しい医療証を送付します

新小学1年生には㊦医療証、高校生相当年齢になる児童には㊧医療証を3月下旬ごろに郵送します。届かない場合は問い合わせてください。
☑ 児童給付グループ☎03-3981-1417